



鳥取県公報

令和3年3月31日（水）
号外第43号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 人委規則	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則（3）（給与課）・・・・・・・・・・ 2
	職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（4）（〃）・・・ 4
	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（5）（〃）・・・・・・・・・・・・・・ 7
	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（6）（〃）・・・・・・・・・・・・ 12
	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（7）（〃）・・・・・・・・・・・・・・ 14
	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則（8）（〃）・・・・・・・・・・ 15

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第3号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 高等学校又は特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、実習教諭、<u>寄宿舎教諭</u>、講師（常時勤務する者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）に限る。）、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員</p> <p>(2)～(20) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 小学校、中学校又は義務教育学校の校長、副校長、<u>教頭、主幹教諭</u>、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師（常時勤務する者及び短時間勤務職員に限る。）、助教諭及び養護助教諭</p> <p>(2)～(22) 略</p> <p>4 略</p> <p>(医療職給料表)</p> <p>第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 中部総合事務所又は西部総合事務所の局長、所長、副局長、副所長、<u>参事監、課長、参事</u>、医長、副医長及び医師</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 総合事務所<u>保健所の健康支援総務課の管理栄養主任、歯科衛生主任、管理栄養士及び歯科衛生士、医薬・感染症対策課</u>の課長（人事委員会が定めるものに限る。）、</p>	<p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 高等学校又は特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、実習教諭、<u>寄宿舎主任、寄宿舎副主任</u>、講師（常時勤務する者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）に限る。）、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員</p> <p>(2)～(20) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 小学校、中学校又は義務教育学校の校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師（常時勤務する者及び短時間勤務職員に限る。）、助教諭及び養護助教諭</p> <p>(2)～(22) 略</p> <p>4 略</p> <p>(医療職給料表)</p> <p>第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 中部総合事務所又は西部総合事務所の局長、所長、副局長、副所長、参事監、課長、<u>医長、副医長</u>及び医師</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 総合事務所福祉保健局健康支援課の課長（人事委員会が定めるものに限る。）、課長補佐（人事委員会が定めるものに限る。）、係長（人事委員会が</p>

<p>のに限る。)、課長補佐(人事委員会が定めるものに限る。)、係長(人事委員会が定めるものに限る。)、診療放射線主任、管理栄養主任、歯科衛生主任、薬剤師、診療放射線技師、管理栄養士、衛生技師及び歯科衛生士並びに生活安全課の課長(人事委員会が定めるものに限る。)、課長補佐(人事委員会が定めるものに限る。)、係長(人事委員会が定めるものに限る。)及び衛生技師</p> <p>(2) 総合事務所環境建築局の局長(人事委員会が定めるものに限る。)、副局長(人事委員会が定めるものに限る。)及び参事(人事委員会が定めるものに限る。)並びに環境・循環推進課の課長(人事委員会が定めるものに限る。)、課長補佐(人事委員会が定めるものに限る。)、係長(人事委員会が定めるものに限る。)及び衛生技師</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 中部療育園の課長補佐(人事委員会が定めるものに限る。)、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士</p> <p>(6)~(8) 略</p> <p>3 略</p>	<p>定めるものに限る。)、診療放射線主任、管理栄養主任、歯科衛生主任、薬剤師、診療放射線技師、管理栄養士、衛生技師及び歯科衛生士</p> <p>(2) 総合事務所生活環境局の局長(人事委員会が定めるものに限る。)、所長(人事委員会が定めるものに限る。)、副局長(人事委員会が定めるものに限る。)、副所長(人事委員会が定めるものに限る。)、参事(人事委員会が定めるものに限る。)、環境・循環推進課の課長(人事委員会が定めるものに限る。)、課長補佐(人事委員会が定めるものに限る。)、係長(人事委員会が定めるものに限る。)及び衛生技師並びに生活安全課の課長、課長補佐(人事委員会が定めるものに限る。)、係長(人事委員会が定めるものに限る。)及び衛生技師</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 中部療育園の理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士</p> <p>(6)~(8) 略</p> <p>3 略</p>
--	---

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第4号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(経験年数を有する者の号給の調整)</p> <p>第5条 新たに職員となった者のうち経験年数を有する者の号給は、第3条の2第1項の規定による号給（前条の規定の適用を受ける者にあつては、同条の規定による号給）の号数に、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4（新たに職員となった者が行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの又は第12条に規定する職員（以下「特定職員」という。）であるときは、3）を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（人事委員会が定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で人事委員会が定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 選考に基づいて新たに任用される職員（第3項及び次条において「選考採用職員」という。） その者に適用される初任給基準表の学歴免許欄の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数の月数を12月（<u>第2条第4号ア及びオ</u>に規定するものである場合において、その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（有用な経験年数を除く。）の月数にあつては、18月）で除した数又はその者に適用される級別資格基準表に掲げる決定しようとする職務の級の必要経験年数を超える経験年数の月数を12月（<u>第2条第4号ア及びオ</u>に規定するものである場合（必要経験年数が5年未満の年数とされている職務の級に決定された者の経験年数のうち5年から当該必要経験年数を減じた年数を超えない年数及び有用な経験年数を除く。）の月数にあつては、18月）で除した数</p> <p>2・3 略</p> <p>別表第3の4（第2条の4関係）</p>	<p style="text-align: center;">(経験年数を有する者の号給の調整)</p> <p>第5条 新たに職員となった者のうち経験年数を有する者の号給は、第3条の2第1項の規定による号給（前条の規定の適用を受ける者にあつては、同条の規定による号給）の号数に、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4（新たに職員となった者が行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの又は第12条に規定する職員（以下「特定職員」という。）であるときは、3）を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（人事委員会が定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で人事委員会が定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 選考に基づいて新たに任用される職員（第3項及び次条において「選考採用職員」という。） その者に適用される初任給基準表の学歴免許欄の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数の月数を12月（<u>第2条第4号ア及びカ</u>に規定するものである場合において、その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（有用な経験年数を除く。）の月数にあつては、18月）で除した数又はその者に適用される級別資格基準表に掲げる決定しようとする職務の級の必要経験年数を超える経験年数の月数を12月（<u>第2条第4号ア及びカ</u>に規定するものである場合（必要経験年数が5年未満の年数とされている職務の級に決定された者の経験年数のうち5年から当該必要経験年数を減じた年数を超えない年数及び有用な経験年数を除く。）の月数にあつては、18月）で除した数</p> <p>2・3 略</p> <p>別表第3の4（第2条の4関係）</p>

教育職給料表(1)級別資格基準表

職 種	職務の級 学歴免許	1 級		2 級		特 級	3 級	4 級
略								
寄宿舎教諭	大学卒			20	20			
	短大卒			20	20			
	高校卒			20	20			
略								

備考

- 1 実習教諭及び寄宿舎教諭の必要在級年数及び必要経験年数については、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状（実習教諭にあつては、実習を行う教科に係るものに限る。）を有する者にあつては、10年とする。
- 2 教育職給料表(1)の適用を受ける指導主査、社会教育主査、高校教育主査、教育人材開発主査、係長、課長、指導主事、社会教育主事、管理主事、文化財主事、健康管理主事、研修主事、学校図書館支援員、資料相談員、専門員、学芸員補、専門指導員、総括専門員、課長補佐、次長、教務主幹及び教務主任に係る資格基準については、人事委員会が別に定める。

別表第3の5（第2条の4関係）

教育職給料表(2)級別資格基準表

略

備考 教育職給料表(2)の適用を受ける指導主査、社会教育主査、義務教育主査、教育人材開発主査、係長、次長、指導主事、社会教育主事、管理主事、文化財主事、健康管理主事、研修主事、学校図書館支援員、資料相談員、専門員、学芸員補、専門指導員、総括専門員及び課長補佐に係る資格基準については、人事委員会が別に定める。

別表第3の6（第2条の4関係）

研究職給料表級別資格基準表

略

備考

- 1・2 略
- 3 学歴免許欄の「博士課程修了」及び「修士課程修了」の区分は、給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号）第3条第11号から第14号までに掲げる職員に適

教育職給料表(1)級別資格基準表

職 種	職務の級 学歴免許	1 級		2 級		特 級	3 級	4 級
略								
寄宿舎主任及び寄宿舎副主任	大学卒			20	20			
	短大卒			20	20			
	高校卒			20	20			
略								

備考

- 1 実習教諭の必要在級年数及び必要経験年数については、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状（実習を行う教科に係るものに限る。）を有する者にあつては、10年とする。
- 2 教育職給料表(1)の適用を受ける指導主査、社会教育主査、高校教育主査、文化財主査、係長、課長、指導主事、社会教育主事、管理主事、文化財主事、健康管理主事、研修主事、学校図書館支援員、資料相談員、専門員、学芸員補、専門指導員、室長、総括専門員、課長補佐、次長、教務主幹及び教務主任に係る資格基準については、人事委員会が別に定める。

別表第3の5（第2条の4関係）

教育職給料表(2)級別資格基準表

略

備考 教育職給料表(2)の適用を受ける指導主査、社会教育主査、義務教育主査、文化財主査、係長、課長、指導主事、社会教育主事、管理主事、文化財主事、健康管理主事、研修主事、学校図書館支援員、資料相談員、専門員、学芸員補、専門指導員、室長、総括専門員及び課長補佐に係る資格基準については、人事委員会が別に定める。

別表第3の6（第2条の4関係）

研究職給料表級別資格基準表

略

備考

- 1・2 略
- 3 学歴免許欄の「博士課程修了」及び「修士課程修了」の区分は、給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号）第3条第9号から第11号までに掲げる職員に適

<p>用する。</p> <p>別表第11（第3条の2関係） 医療職給料表（3）初任給基準表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第4号の規定に該当した者で助産師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許欄の学歴免許の区分に対応する初任給欄の号給を、それぞれ「大学卒」にあつては2級19号給、「短大2卒」にあつては2級13号給とする。</p>	略	<p>用する。</p> <p>別表第11（第3条の2関係） 医療職給料表（3）初任給基準表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第3号の規定に該当した者で助産師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許欄の学歴免許の区分に対応する初任給欄の号給を、それぞれ「大学卒」にあつては2級19号給、「短大2卒」にあつては2級13号給とする。</p>	略
略			
略			

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第5号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
組織		職	区分	組織		職	区分
知事の 事務部 局	本庁	略	2種	知事の 事務部 局	本庁	略	2種
		次長（名古屋代表部、衛生環境研究所及び消費生活センターの次長を除く。） 局長 政策戦略監 原子力安全対策監 東京本部の本部長 関西本部の本部長 <u>デジタル戦略監</u> 行財政改革局職員人材開発センターの所長（人事委員会が承認したものに限る。） 総合事務センターの所長 副局長（人事委員会が承認したものに限る。） 文化振興監 経済産業振興監 通商物流戦略				次長（名古屋代表部、衛生環境研究所及び消費生活センターの次長を除く。） 局長 政策戦略監 原子力安全対策監 東京本部の本部長 関西本部の本部長 行財政改革局職員人材開発センターの所長（人事委員会が承認したものに限る。） 総合事務センターの所長 副局長（人事委員会が承認したものに限る。） 文化振興監 経済産業振興監 通商物流戦略	

		監 衛生環境研究所の所長（人事委員会が承認したものに 限る。） 校長（人事委員会が承認したものに 限る。） <u>農業振興監</u> 試験場統括本部の本部長 会計管理者 参事監				監 衛生環境研究所の所長（人事委員会が承認したものに 限る。） 校長（人事委員会が承認したものに 限る。） <u>農業振興戦略監</u> 試験場統括本部の本部長 会計管理者 参事監		
		課長（ <u>農業振興監</u> 農業大学の課長を除く。） <u>危機管理専門官</u> 副本部長 名古屋代表部の部長 行財政改革局職員人材開発センターの所長 副局長 官房長 衛生環境研究所の所長 山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の館長 くらしの安心局消費生活センターの所長 <u>雇用人材局</u> 鳥取県立ハローワークの 所長	3種			課長（農業大学の課長を除く。） 副本部長 名古屋代表部の部長 行財政改革局職員人材開発センターの所長 副局長 官房長 衛生環境研究所の所長 山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の館長 くらしの安心局消費生活センターの所長 鳥取県立ハローワークの 所長	3種	

		<p>農業振興監 農業大学の の校長 淀江産業廃 棄物処理施 設計画審査 室の室長</p>				<p>農業大学の の校長 淀江産業廃 棄物処理施 設計画審査 室の室長</p>	
		<p>室長（衛生環 境研究所及 び淀江産業 廃棄物処理 施設設計画 審査室の室 長を除く。）</p>	4種			<p>室長（衛生環 境研究所及 び淀江産業 廃棄物処理 施設設計画 審査室の室 長を除く。） <u>危機管理専 門官</u> 危機管理情 報官</p>	4種
		<p>危機管理情 報官 <u>観光誘客 ディレク ター</u> 副官房長 衛生環境研 究所の次長 <u>農業振興監</u> 農業大学の の副校長 <u>農業振興監</u> 農業大学の の課長（人事 委員会が承 認したものに 限る。） 総括検査専 門員</p>				<p>副官房長 衛生環境研 究所の次長 農業大学の の副校長 農業大学の の課長（人事 委員会が承 認したものに 限る。） 総括検査専 門員</p>	
		略				略	
地方 機 関	総合事 務所	<p>所長（<u>保健所</u> 及び農業改 良普及所の 所長を除き、 人事委員会 が承認したも のに限る。）</p>	1種		地方 機 関	<p>所長（農業改 良普及所の 所長を除き、 人事委員会 が承認したも のに限る。）</p>	1種

		所長（農業改良普及所の所長を除く。） 局長（人事委員会が承認したものに限る。） 副局長（人事委員会が承認したものに限る。） 副所長（人事委員会が承認したものに限る。） 参事監	2種
		局長 副局長 副所長 課長 農業改良普及所の所長 総務室の室長 西部農業改良普及所大山普及支所の支所長 略	3種
略			
略			

別表第2（第3条関係）

		所長（農業改良普及所の所長を除く。） 局長（ <u>中部総合事務所福祉保健局及び西部総合事務所福祉保健局の局長並びに人事委員会が承認したものに限る。</u> ） 副局長（人事委員会が承認したものに限る。） 参事監	2種
		局長（ <u>中部総合事務所福祉保健局及び西部総合事務所福祉保健局の局長を除く。</u> ） 副局長 課長 農業改良普及所の所長 総務室の室長 西部農業改良普及所大山普及支所の支所長 略	3種
略			
略			

別表第2（第3条関係）

給料表	職務の級	区分	管理職手当月額				
			特定職を占める職員以外の職員		特定職を占める職員		
			再任用職員以外の職員	再任用職員	再任用職員	再任用職員	
略							
医療職給料表(1)	3級	略	略				
			3種	82,200円	62,500円	82,200円	62,500円
			4種	71,900円	54,700円	71,900円	54,700円
略							

備考

- 1 この表において「特定職」とは、次に掲げる職をいう。
 - (1) 知事の事務部局の本庁のうち東京本部、関西本部、名古屋代表部、行財政改革局職員人材開発センター、衛生環境研究所、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館、くらしの安心局消費生活センター、雇用人材局鳥取県立鳥取ハローワーク、雇用人材局鳥取県立倉吉ハローワーク、雇用人材局鳥取県立米子ハローワーク、雇用人材局鳥取県立境港ハローワーク及び農業振興監農業大学の職
 - (2) 略
 - (3) 知事の事務部局の地方機関の職
 - (4)～(8) 略
- 2 略

給料表	職務の級	区分	管理職手当月額				
			特定職を占める職員以外の職員		特定職を占める職員		
			再任用職員以外の職員	再任用職員	再任用職員	再任用職員	
略							
医療職給料表(1)	3級	略	略				
			3種	82,200円	62,500円	82,200円	62,500円
			4種	71,900円	54,700円	71,900円	54,700円
略							

備考

- 1 この表において「特定職」とは、次に掲げる職をいう。
 - (1) 知事の事務部局の本庁のうち東京本部、関西本部、名古屋代表部、行財政改革局職員人材開発センター、衛生環境研究所、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館、くらしの安心局消費生活センター、雇用人材局鳥取県立鳥取ハローワーク、雇用人材局鳥取県立倉吉ハローワーク、雇用人材局鳥取県立米子ハローワーク、雇用人材局鳥取県立境港ハローワーク及び農業大学の職
 - (2) 略
 - (3) 知事の事務部局の地方機関の職(埋蔵文化財センターの所長を除く。)
 - (4)～(8) 略
- 2 略

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第6号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条、第3条関係）		別表（第2条、第3条関係）	
機関	職員	機関	職員
略		略	
知事事務部局	本庁 統轄監 部長 理事監 本部長 会計管理者 次長 参事監 政策戦略監 文化振興監 <u>農業振興監</u> 局長 官房長 所長 原子力安全対策監 <u>デジタル戦略監</u> 経済産業振興監 通商物流戦略監 課長（農業大学の課長を除く。） 室長（衛生環境研究所の室長を除く。） 副局長 副本部長 <u>観光誘客ディレクター</u> 副官房長 校長 副校長 館長 危機管理専門官 危機管理情報官 参事 税務専門員 医長 課長補佐（課内業務の総括又は庶務に関する事務を行う課長補佐、総務課の課長補佐のうち知事若しくは副知事の秘書又は庁舎の秩序の維持に関する事務を行うもの、人事企画課の課長補佐及び職員支援課の課長補佐のうち職員の福利厚生に関する事務を行うものに限る。） 総括主計員 主計員 係長（総務課の係長のうち知事又は副知事の秘書に関する事務を行うもの、人事企画課の係長、職員支援課の係長のうち職員の福利厚生に	知事事務部局 本庁 統轄監 部長 理事監 本部長 会計管理者 次長 参事監 政策戦略監 文化振興監 <u>農業振興戦略監</u> 局長 官房長 所長 原子力安全対策監 経済産業振興監 通商物流戦略監 課長（農業大学の課長を除く。） 室長（衛生環境研究所の室長を除く。） 副局長 副本部長 副官房長 校長 副校長 館長 危機管理専門官 危機管理情報官 参事 税務専門員 医長 課長補佐（課内業務の総括又は庶務に関する事務を行う課長補佐、総務課の課長補佐のうち知事若しくは副知事の秘書又は庁舎の秩序の維持に関する事務を行うもの、人事企画課の課長補佐及び職員支援課の課長補佐のうち職員の福利厚生に関する事務を行うもの、及び会計指導課	

		<p>関する事務を行うもの及び会計指導課の係長のうち資金運用に関する事務を行うものに限る。) 主事(総務課の主事のうち知事又は副知事の秘書に関する事務を行うもの、人事企画課の主事のうち人事、給与又は服務に関する事務を行うもの及び職員支援課の主事のうち職員の福利厚生に関する事務を行うものに限る。)</p>			<p>の係長のうち資金運用に関する事務を行うものに限る。) 主事(総務課の主事のうち知事又は副知事の秘書に関する事務を行うもの、人事企画課の主事のうち人事、給与又は服務に関する事務を行うもの及び職員支援課の主事のうち職員の福利厚生に関する事務を行うものに限る。)</p>
	総合事務所	<p>所長 局長 副局長 副所長 参事監 課長 支所長 室長 チーム長 参事 課長補佐(庶務又は庁舎管理に関する事務を行う課長補佐に限る。)</p>		総合事務所	<p>所長 局長 副局長 参事監 課長 支所長 室長 チーム長 参事 課長補佐(庶務又は庁舎管理に関する事務を行う課長補佐に限る。)</p>
	略			略	
	児童相談所	<p>所長 次長 参事</p>		児童相談所	<p>所長 次長</p>
	略			略	
	略			略	
	備考 略			備考 略	

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第7号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																								
別表（第2条関係） 1 略 2 若桜町 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>町長部局</td> <td>課長 会計管理者 出納室長 <u>参事官 参事</u> 課長補佐(総務課に所属するものに限る。)</td> </tr> <tr> <td>保健センター</td> <td>所長</td> </tr> <tr> <td>包括支援センター</td> <td>所長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> 3～13 略 14 日野町 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td>校長 教頭</td> </tr> <tr> <td>保育所</td> <td>所長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> 15～26 略 備考 略	機 関	職	略		町長部局	課長 会計管理者 出納室長 <u>参事官 参事</u> 課長補佐(総務課に所属するものに限る。)	保健センター	所長	包括支援センター	所長	略		機 関	職	略		小学校	校長 教頭	保育所	所長	略		別表（第2条関係） 1 略 2 若桜町 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>町長部局</td> <td>課長 会計管理者 出納室長 参事 課長補佐(総務課に所属するものに限る。)</td> </tr> <tr> <td>保健センター</td> <td>所長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> 3～13 略 14 日野町 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td>校長 教頭</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> 15～26 略 備考 略	機 関	職	略		町長部局	課長 会計管理者 出納室長 参事 課長補佐(総務課に所属するものに限る。)	保健センター	所長	略		機 関	職	略		小学校	校長 教頭	略	
機 関	職																																								
略																																									
町長部局	課長 会計管理者 出納室長 <u>参事官 参事</u> 課長補佐(総務課に所属するものに限る。)																																								
保健センター	所長																																								
包括支援センター	所長																																								
略																																									
機 関	職																																								
略																																									
小学校	校長 教頭																																								
保育所	所長																																								
略																																									
機 関	職																																								
略																																									
町長部局	課長 会計管理者 出納室長 参事 課長補佐(総務課に所属するものに限る。)																																								
保健センター	所長																																								
略																																									
機 関	職																																								
略																																									
小学校	校長 教頭																																								
略																																									

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 小松 哲也

鳥取県人事委員会規則第8号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後										改正前											
別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第2条関係）																					
組織		職務の級									組織		職務の級								
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級			1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
知事	本庁	略									知事	本庁	略								
事務	農林	農林水産政務課 課長									事務	農林	農林水産総務課 課長								
局	水産部	略									局	水産部	略								
略																					
本庁共通（本庁の他の項に職が与えられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）																					
	主事	主事	係長	課長補佐	課長補佐	副局長	所長	次長	総務監		主事	主事	係長	課長補佐	課長補佐	副局長	所長	次長	総務監		
	機械技師	機械技師	主計主幹	主計主幹	主計主幹	主計主幹	主計主幹	主計主幹	主計主幹		機械技師	機械技師	主計主幹	主計主幹	主計主幹	主計主幹	主計主幹	主計主幹	主計主幹		
	電気技師	電気技師	電機主任	電機主任	電機主任	電機主任	電機主任	電機主任	電機主任		電気技師	電気技師	電機主任	電機主任	電機主任	電機主任	電機主任	電機主任	電機主任		
	薬剤師	薬剤師	理学療法士	理学療法士	理学療法士	理学療法士	理学療法士	理学療法士	理学療法士		薬剤師	薬剤師	理学療法士	理学療法士	理学療法士	理学療法士	理学療法士	理学療法士	理学療法士		
	衛生技師	衛生技師	衛生技師	衛生技師	衛生技師	衛生技師	衛生技師	衛生技師	衛生技師		衛生技師	衛生技師	衛生技師	衛生技師	衛生技師	衛生技師	衛生技師	衛生技師	衛生技師		
	理学療法士	理学療法士	理学療法士	理学療法士	理学療法士	理学療法士	理学療法士	理学療法士	理学療法士		理学療法士	理学療法士	理学療法士	理学療法士	理学療法士	理学療法士	理学療法士	理学療法士	理学療法士		
	法士	法士	法士	法士	法士	法士	法士	法士	法士		法士	法士	法士	法士	法士	法士	法士	法士	法士		
	保健師	保健師	保健師	保健師	保健師	保健師	保健師	保健師	保健師		保健師	保健師	保健師	保健師	保健師	保健師	保健師	保健師	保健師		
	看護師	看護師	看護師	看護師	看護師	看護師	看護師	看護師	看護師		看護師	看護師	看護師	看護師	看護師	看護師	看護師	看護師	看護師		
	管理栄養士	管理栄養士	管理栄養士	管理栄養士	管理栄養士	管理栄養士	管理栄養士	管理栄養士	管理栄養士		管理栄養士	管理栄養士	管理栄養士	管理栄養士	管理栄養士	管理栄養士	管理栄養士	管理栄養士	管理栄養士		
	歯科衛生士	歯科衛生士	歯科衛生士	歯科衛生士	歯科衛生士	歯科衛生士	歯科衛生士	歯科衛生士	歯科衛生士		歯科衛生士	歯科衛生士	歯科衛生士	歯科衛生士	歯科衛生士	歯科衛生士	歯科衛生士	歯科衛生士	歯科衛生士		
	商工技師	商工技師	商工技師	商工技師	商工技師	商工技師	商工技師	商工技師	商工技師		商工技師	商工技師	商工技師	商工技師	商工技師	商工技師	商工技師	商工技師	商工技師		
	農林技師	農林技師	農林技師	農林技師	農林技師	農林技師	農林技師	農林技師	農林技師		農林技師	農林技師	農林技師	農林技師	農林技師	農林技師	農林技師	農林技師	農林技師		
	造園技師	造園技師	造園技師	造園技師	造園技師	造園技師	造園技師	造園技師	造園技師		造園技師	造園技師	造園技師	造園技師	造園技師	造園技師	造園技師	造園技師	造園技師		
	水産技師	水産技師	水産技師	水産技師	水産技師	水産技師	水産技師	水産技師	水産技師		水産技師	水産技師	水産技師	水産技師	水産技師	水産技師	水産技師	水産技師	水産技師		
	土木技師	土木技師	土木技師	土木技師	土木技師	土木技師	土木技師	土木技師	土木技師		土木技師	土木技師	土木技師	土木技師	土木技師	土木技師	土木技師	土木技師	土木技師		
	建築技師	建築技師	建築技師	建築技師	建築技師	建築技師	建築技師	建築技師	建築技師		建築技師	建築技師	建築技師	建築技師	建築技師	建築技師	建築技師	建築技師	建築技師		
	講師	講師	講師	講師	講師	講師	講師	講師	講師		講師	講師	講師	講師	講師	講師	講師	講師	講師		
	学芸員	学芸員	学芸員	学芸員	学芸員	学芸員	学芸員	学芸員	学芸員		学芸員	学芸員	学芸員	学芸員	学芸員	学芸員	学芸員	学芸員	学芸員		
	補	補	補	補	補	補	補	補	補		補	補	補	補	補	補	補	補	補		
	映画監督	映画監督	映画監督	映画監督	映画監督	映画監督	映画監督	映画監督	映画監督		映画監督	映画監督	映画監督	映画監督	映画監督	映画監督	映画監督	映画監督	映画監督		
	管	管	管	管	管	管	管	管	管		管	管	管	管	管	管	管	管	管		
地方機関	総合事務所	県民福祉局									総合事務所	地域振興局									
	保健所																				
	略										略										
備考 略																					
別表第3 教育職給料表（1）級別職務分類表（第2条関係）																					
組織		職務の級				組織		職務の級													
		1級	2級	特2級	3級	4級			1級	2級	特2級	3級	4級								
教育機関及び教育委員会事務局	学校	助教諭	助教諭	助教諭	助教諭	助教諭	教育機関	学校	助教諭	助教諭	助教諭	助教諭	助教諭								
		養護助教諭	養護助教諭	養護助教諭	養護助教諭	養護助教諭			養護助教諭	養護助教諭	養護助教諭	養護助教諭	養護助教諭								
		講師	講師	講師	講師	講師			講師	講師	講師	講師	講師								
		実習助手	実習助手	実習助手	実習助手	実習助手			実習助手	実習助手	実習助手	実習助手	実習助手								
		寄宿舎指導員	寄宿舎指導員	寄宿舎指導員	寄宿舎指導員	寄宿舎指導員			寄宿舎指導員	寄宿舎指導員	寄宿舎指導員	寄宿舎指導員	寄宿舎指導員								
	略								略												
	市町村立学校	助教諭	助教諭	助教諭	助教諭	助教諭	市町村立学校	助教諭	助教諭	助教諭	助教諭	助教諭	助教諭								
		養護助教諭	養護助教諭	養護助教諭	養護助教諭	養護助教諭			養護助教諭	養護助教諭	養護助教諭	養護助教諭	養護助教諭								
		講師	講師	講師	講師	講師			講師	講師	講師	講師	講師								

略					
備考 この表の2級の欄に掲げる職の職務のうち、人事委員会が承認した職員の職務については、その職務の級を特2級とすることができる。					
別表第4 教育職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)					
組織	職務の級				
	1級	2級	特2級	3級	4級
市町村立学校	助教諭	教諭	主任教諭	副校長	校長
	養護助教諭	養護教諭		教頭	
	講師	栄養教諭			
		栄養教諭			
		講師			
略					
備考 この表の2級の欄に掲げる職の職務のうち、人事委員会が承認した職員の職務については、その職務の級を特2級とすることができる。					
別表第6 医療職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)					
組織	職務の級				
	1級	2級	3級	4級	
知事の事務局	総合事務所		所長	所長	
	保健所		副所長		
地方機関	総合事務所		参事		
	保健所		局長	所長	
事務局	総合事務所共通(総合事務所その他の項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。)		副局長		
			参事監		
			課長		
略					
略					

略					
備考 この表の2級の欄に掲げる職の職務のうち、人事委員会が承認した職員の職務については、その職務の級を特2級とすることができる。					
別表第4 教育職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)					
組織	職務の級				
	1級	2級	特2級	3級	4級
市町村立学校	助教諭	教諭		副校長	校長
	養護助教諭	養護教諭		教頭	
	講師	栄養教諭			
		栄養教諭			
		講師			
略					
備考 この表の2級の欄に掲げる職の職務のうち、人事委員会が承認した職員の職務については、その職務の級を特2級とすることができる。					
別表第6 医療職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)					
組織	職務の級				
	1級	2級	3級	4級	
知事の事務局	総合事務所		局長	所長	
			副局長		
地方機関			参事監		
			課長		
事務局					
略					
略					

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。